

障がいのあるあなたを応援します 障害者就労支援センター エンジョイワーク・こがねい

障害者就労支援センター「エンジョイワーク・こがねい」は、運営をNPO法人りんくに委託し、就労を希望する障がいのある方の就労相談や、就労後の悩みなど就労に関する相談を受けています。

平成27年度の相談件数は8千件を超えました。

障害者就労支援センターは、施設や職業訓練所ではありません。利用する方々の「働きたい」という気持ちを実現させるために必要な支援のネットワークをコーディネートします。

初めて利用する方には、「働くこと」に対する準備状況などを聞き、準備が必要な場合には準備するための基礎訓練の方法を提案します。

準備が整ったが自信がなくて不安であるという人には、企業実習や職場体験の相談を受けます。

就職後の就労生活の前に、生活・健康面の安定、職場体験を通じての自己理解などの課題がある方には、コーディネーターが共に考え、一緒に解決します。

また就職してからも、安定した職業生活を送れるように必要に応じて、職場などを訪問し、問題があれば解決の方法を雇用先と相談します。さまざまな理由で、職場を離れた方には再就職の支援をします。

ハローワーク、障害者職業センター、職業能力開発施設・福祉施設、作業所・生活支援機関、保健福祉センター、学校、医療機関、事業主

団体などとかかわり合いながら、一人ひとりの相談に合わせて、いろいろな形で「働くこと」へのお手伝いをします。

詳しくは、同センターホームページ (http://e-w-cood.com) をご覧ください。

※▽相談に関する個人情報 は固く守ります。▽支援の流れ・内容は相談者の状況によってそれぞれ異なります。

〈利用できる方〉

▽ 市内在住で就労を希望する方

▽ 就労中の障がいのある方、または障がいがあると思われる方と家族
※ 障がい種別、障害者手帳の有無は問いません。

〈利用案内〉

開所日 原則、月曜～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時(祝日を除く)

利用方法 相談は、原則として予約制です。電話、ファクスでご連絡ください。

※ 継続的な支援を希望する方は、登録(無料)をしてください。特別支援学校等在学学生は、高等部から登録可能です。

その他 ▽事業所の方の相談も随時受け付けます。▽情報提供スペースを設置してありますので、ぜひ、ご利用ください。

問合せ先 障害者就労支援センター(市役所第二庁舎1階) ☎042-387-9866 FAX042-387-7765

在日外国人等高齢者・障害者福祉給付金を支給

在日外国人等の高齢者および障がいのある方で、現在、年金制度上いずれの公的年金も受給できない方を対象に、在日外国人等高齢者・障害者福祉給付金を申請月から支給します。

該当する方は、申請をしてください。

対象 次のすべての条件に該当する方
▷ 昭和61年3月31日以前から日本に居住している在日外国人等で、かつ、特別永住者その他これに準ずると市長が認めた方

▷ 住民登録により、小金井市に住所を定めた日から1年を経過している方

▷ 公的年金の受給要件を年金制度上満たすことができない方、または公的年金額が月額1万円未満の方

▷ 次のいずれかに該当する方

◆ 大正15年4月1日以前に生まれた方

◆ 昭和37年1月1日以前に生まれた方のうち、昭和57年1月1日以前に中度以上の障がい者となった方または同日以降に中度以上の障がい者とな

ったが、その初診日が同日前にある方

◆ 昭和22年1月1日以前に生まれた方のうち、昭和57年1月1日～61年3月31日に中度以上の障がい者となった方または昭和61年4月1日以降に中度以上の障がい者となったが、その初診日が同日前にある方

▷ 次のいずれにも該当しない方

◆ 小金井市以外の地方公共団体または国から、同様の趣旨の手当等を受けている方(給付金等の額が1万円未満の方を除く)

◆ 生活保護法による生活扶助を受けている方

給付金額 1万円(月額)

※ ほかの手当等を受けている方は、その差額を支給します。

申請方法 申請書(地域福祉課で配布)に必要な書類を添付し、直接、地域福祉課へ。

問合せ先 地域福祉課地域福祉係(市役所第二庁舎2階) ☎042-387-9915

ヘルプカード

「ヘルプカードとは」

「ちょっと手助けが必要な方」と「ちょっと手助けしたい方」を結びつけるカードで、市内在住の障害者手帳をお持ちの方、難病者福祉手当を受給している方に配付されています。同カードには、適切な支援方法や、必要な配慮などの情報を記載できます。

配布場所 障害者就労支援センター(市役所第二庁舎1階)、自立生活支援課(同2階)、公民館各館、図書館本館・各分室、障がいのある方の通所施設・関係機関

「ヘルプカード協力店」

ヘルプカードを幅広く周知する目的で、各商店街のご協力のもと商店の店頭等にステッカーを掲示していただきます。

専門的な支援はお店ではできませんが、ステッカー掲示のあるお店は「障がい・難病に理解のあるお店」「ヘルプカードを知っているお店」です。

「ステッカー掲示店募集」

ヘルプカードを周知するため、ステッカー掲示店を募集しています。幅広く知れ渡ることによって機能するカードですので、ご協力



を願います。申請方法等詳しくは、NPO法人りんくへお問い合わせください。

問合せ先 NPO法人りんく(障害者就労支援センター) エンジョイワーク・こがねい ☎042-387-9866 6 helpcard.rink@gmail.com / 自立生活支援課 ☎042-387-9846

6月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合せ先	相談名	とき	ところ・問合せ先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階) ☎042-387-9818	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷ 小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5) ☎042-388-2440
外国人相談(English)	6月21日 June 21 午前10時～正午 10:00am-12:00am	▷ ところ=市民相談室 ▷ 予約が必要です。	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分～4時30分 ※ 電話で各地域包括支援センターへ予約してください。	▷ 小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24) ☎042-388-8400 ▷ 小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25) ☎042-386-6514 ▷ 小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5) ☎042-386-7373
法律相談	6月2・7・9・14・16・21・23・28・30日	午前9時～正午	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階) ☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください。
税務相談	6月8・22日	いずれも午後1時30分から	シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター(貫井北町1-8-21) ☎042-383-6141
人権・身の上相談	6月20日		福祉サービス苦情・相談	水曜日午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室) ☎FAX=042-383-1225)へ予約してください。
建築・登記・表示登記相談	6月1日		創業相談	月曜～金曜日午前10時～午後6時	▷ ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷ 同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください。
行政相談	6月16日	▷ その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け			
相続等暮らしの書類作成相談	6月15日				
交通事故相談	6月14日	▷ 広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください。			
女性総合相談(夫婦・家族・人間関係)	6月3・10・17・24日 午後1時30分～4時30分 ※ 保育あり(1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込)	▷ ところ=市民相談室 ▷ 企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)へ予約してください。			
母子(ひとり親)・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9836			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階) ☎042-384-2508			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階) ☎042-384-4999			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10) ☎042-321-6110			